

# 南あわじ市公共建築工事積算基準

作成部署 産業建設部建築技術室  
作成日 令和6年4月1日  
最終更新日 令和6年4月1日

## 内容

第1章 総則	3
(目的)	3
(用語の定義)	3
(適用範囲)	4
(準拠及び参考とする基準等)	4
(工事費の種別及び区分)	4
(工事費内訳書)	4
(直接工事費)	5
(共通費)	6
(現場管理費)	6
(一般管理費等)	6
(消費税等相当額)	6
(設計変更における工事費)	7
第2章 準拠する基準以外に定める基準	8
(共通基準)	8
第1節 直接工事費	8
(算定の方法)	8
(単価及び価格採用の優先順位)	8
(物価資料等による単価決定方法)	9
(見積単価)	10
第2節 共通費	11
(共通費の算定)	11
(対象工事費の範囲を外れた場合の算定)	11
(積算工期)	11
(とりこわし工事等を単独で発注する場合)	12
第3節 変更	13
(設計変更における単価及び歩掛等の取扱い)	13
(工期の変更における工事費)	13
別紙	15

## 第1章 総則

(目的)

1.1.1 この基準は、本市発注の公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格の基となる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(用語の定義)

1.1.2 この基準に用いる用語については、次のとおりとする。

(1) 材料価格等

材料価格等とは、建築工事等の積算に用いる材料価格及び機器類価格の物価資料等の掲載価格及び見積書の見積価格をいう。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

イ 労務単価

労務単価は、国土交通省が定める「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

(3) 市場単価

市場単価とは、建築工事費の一般的な構成の中の「直接工事費」に相当する「資材費＋労務費＋下請経費等」を基本構成とする施工単位あたりの費用をいう。

(4) 物価資料等

物価資料等とは、「建設物価」((一財)建設物価調査会)、「積算資料」((一財)経済調査会)、「建築コスト情報」((一財)建設物価調査会)及び「建築施工単価」((一財)経済調査会)等をいう。

(5) 見積書

見積書とは、専門工事業者、メーカー及び商社等から徴取したものをいう。

(適用範囲)

1.1.3 この基準は、南あわじ市が所掌する各種工事のうち「**建築工事**」、「**電気設備工事**」、「**機械設備工事**」及び「**昇降機設備工事**」の積算に適用するものとする。

なお、特殊な工法によるもの、又は工事規模及び内容等が特殊なもので、この基準によることが適当でないとは判断される場合には、見積等を活用し、実態に合わせた積算とする。

(準拠及び参考とする基準等)

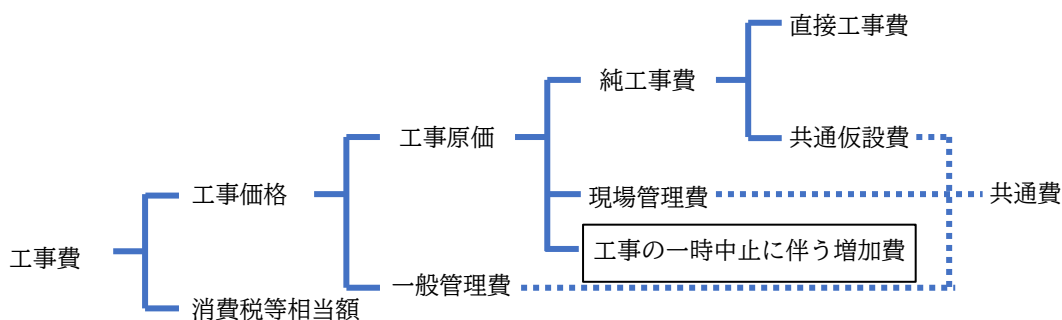
1.1.4 工事費の積算は、別紙に定める基準を準拠及び参考し、作成するものとする。

ただし、本市の独自基準として準拠及び参考する基準より優先して適用する基準を「準拠する基準以外に定める基準」を第2章にて定める。

(工事費の種別及び区分)

1.1.5 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。

直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。



(工事費内訳書)

1.1.6 内訳書については、次のとおりとする。

(1) 書式

原則として、工事費内訳書は、国土交通省「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」によるものとする。

(2) 構成

内訳書は、工事内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書及び細目別

内訳書で構成する。

ア 工事内訳書

工事内訳書には、直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。

イ 種目別内訳書

種目別内訳書は建物別、屋外、設備工事等の工事種目ごとに区分し、その種目の金額を記載する。工事種目の区分は、設計図書による。なお、全体工事のうち、一部分について全体工期より先に完成を指定した部分（指定部分）がある場合は、当該部分を区分して記載する。

ウ 科目別内訳書

科目別内訳書は、設計図書の工事種目等を標準として直接工事費を科目に区分し、その科目の金額を記載する。

エ 中科目別内訳書

中科目別内訳書は、科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。

オ 細目別内訳書

細目別内訳書は、各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単位、単価及び金額を記載する。

(3) 内訳書の作成

内訳書の作成は、設計図書に基づき適切に行う。

(4) 名称、摘要

内訳書における名称、摘要等の記載事項については、第2章表-2に基づき記載する。

(直接工事費)

1.1.7 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次の各項による。

(1) 算定の方法

ア 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

イ 単位施工あたりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ウ ア又はイにより難しい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

ア 算定の方法に用いる単価及び価格については、国土交通省「公共建築工事標準

単価積算基準」及び同「公共建築工事積算基準等資料」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、国土交通省「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、同「公共建築設備数量積算基準」による。

(共通費)

1.1.8 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」及び同「公共建築工事積算基準等資料」の定めによる。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる費用

(共通仮設費)

1.1.9 共通仮設費率に含む内容及び共通仮設費に積み上げる内容の取り扱いは、別紙の表－4及び表－5とおりとす。

(現場管理費)

1.1.10 現場管理費に含む内容及び現場管理費にて積み上げる内容の取り扱いは、別紙の表－6のとおりとする。

(一般管理費等)

1.1.11 一般管理費等に含む内容及び一般管理費にて補正又は積み上げる内容の取り扱いは、別紙の表－7のとおりとする。

(消費税等相当額)

1.1.12 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

- 1.1.13 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

## 第2章 準拠する基準以外に定める基準

(共通基準)

2 次に掲げる基準は、第1章にて定める準拠する基準よりも優先して適用するものとする。

### 第1節 直接工事費

(算定の方法)

2.1.1 内訳書等に計上する金額に対する数値基準は、次の表-1による。

表-1 数値基準

種別等	金額
(1) 種目別内訳書	千円単位
(2) 科目別内訳書	千円単位
(3) 中科目別内訳書	千円単位
(4) 細目別内訳書	円単位
(5) 別紙明細書	円単位
(6) 代価表	円単位
(7) 直接工事費	千円単位
(8) 共通仮設費	千円単位
(9) 現場管理費	千円単位
(10) 一般管理費等	千円単位
(11) 工事価格	千円単位
(12) 消費税等相当額	円単位
(13) 工事費計	円単位
(14) 物価資料及び市場単価	(最安価格) 円単位
(15) 見積り	(最安価格) 円単位

※ 端数処理は、原則として単位未満切捨てとする。

※ 備考欄には、具体的な単価根拠(例：単価決定根拠表 P○)を記載する。

※ 変更設計書においても、当初設計書と同様の端数処理を行う。

(単価及び価格採用の優先順位)

2.1.2 単価及び価格採用の優先順位は次による。



- (1) 市場単価
- (2) 標準歩掛による複合単価
- (3) 公共建築工事積算研究会参考歩掛による複合単価
- (4) 物価資料等の「材工共」単価

(物価資料等による単価決定方法)

2.1.3 物価資料等を使用しての単価決定の方法は次による。

- (1) 原則として、契約期限内において最新のものを使用する。ただし、特記仕様書に記載のある場合は、この限りではない。
- (2) 物価資料に基づく材料単価、市場単価による場合は、最低価格を採用するものとする。
- (3) 物価資料等に掲載地区が詳細に設定されている場合は、建設地に最も近い地区の材料価格等を採用する。
- (4) 使用地域の優先順位は、県内、近畿圏内、全国の順とする。
- (5) 価格に実勢を考慮した率（以下、「査定率」という。）を乗じる場合は、単価決定根拠表（単価比較表）に明記するものとする。
- (6) 掲載単価が公表価格の場合、もしくは専門業者の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率を乗じ、内訳書中の備考欄に物価資料・カタログ等の略称、ページ数等を明記する。略称の凡例は次の表－2による。

表－2 内訳書等に記載する略称の凡例

物価資料・カタログ等の名称	内訳書等に記載する略称
建設物価	建物
積算資料	積資
コスト情報	コスト
施工単価資料	施単
カタログ等	カタログ

(材料価格等採用の優先順位)

2.1.4 積算に当たって数量に乘じる材料価格等及び複合単価の作成に用いる材料価格等の優先順位は次による。

- (1) 物価資料等
- (2) メーカーカタログ等
- (3) 見積書
- (4) 独自その他

(建設発生土及び産業廃棄物)

- 2.1.5 設計で想定する施設は、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。ただし、処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。

(有価物)

- 2.1.6 有価物を含む工事の積算については、次のとおりとする。
- (1) 解体物や撤去物に価値がある場合（以下、「有価物」という。）は、直接工事費から有価物の処理施設買入れ価格（以下「有価物額」という。）を減じる。
  - (2) 有価物単価は、物価資料（スクラップ）の規格による。

(見積単価)

- 2.1.7 見積りによる算定の方法は、次のとおりとする。
- (1) 「南あわじ市公共建築工事積算見積標準書式」により見積りを徴する。
  - (2) 原則として**3者**以上から設計価格を徴取し、見積比較表を作成する。ただし、見積書を徴取しようとする品目を取り扱っているメーカー・商社などの数が限定されている場合及び特別な事情がある場合はこの限りではない。
  - (3) 一式計上はできるだけ避け、内容を容易に分析できるものとする。
  - (4) 基本は円未満切捨てとし、同種の単価について、物価資料等で円未満の記載がある場合は、同単位基準未満切捨てとする。
  - (5) 複数の品目をまとめて見積り徴した場合、工種ごとに(単価)×(数量)の合計額を比較し、最低価格での見積単価を採用する。

## 第2節 共通費

---

(共通費の算定)

2.2.1 積算を委託する場合は、直接工事費までとし、発注時の実施設計にかかる共通費の計算は、市発注担当課にて算定する。ただし、概算工事費確認のため、積算業務受注者に共通費を計算したものを、参考として提出するものとする。

(対象工事費の範囲を外れた場合の算定)

2.2.2 対象となる直接工事費又は純工事費が、共通費基準別表で定める**範囲を外れる場合**、算定された共通費率について変動率が異常に大きくなること、また本市において小規模工事が多いことを考慮し、**下限を下回った際は、下限額**にて算定するものとする。

(積算工期)

2.2.3 共通仮設費率及び現場管理費率の算出に使用する工期（以下「T（積算工期）」という。）の算定方法は次のとおりとする。

(1) T（積算工期）の算定方法

工事費を算出するためのT（積算工期）は実態に則して算出する。この際、設計業務委託の特記仕様書にて提出を求める**概略工程表**や、新築工事の場合は（一社）日本建設業連合会による「適正工期算定プログラム」等を参考とするほか、次の事項を総合的に考慮して定める。

(2) 一括発注時の取扱い

ア 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合のT（積算工期）は、原則として主たる工事の定めにより算定する。

イ 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を分離して発注する場合のT（積算工期）は、主たる工事を基礎として算定し、主たる工事と同時を原則とする。

(3) T（積算工期）は、入札公告等に示された開札予定日から契約までの期間を考慮して、原則として、次の日数を減じる。

ア 通常は、7日を減じる。

イ 一般競争入札（事後審査型）案件にあつては、12日を減じる。

ウ 議会の議決に付すべき案件にあつては、議会の採決日（前年度の当該会の採決日を参考とする。）までの日数を減じる。

エ 年末年始（12月29日～1月3日）の期間は減じる。

(4) 想定した契約予定日と実際の契約日が異なっても、原則として、T（積算工期）の変更は行わない。

(とりこわし工事等を単独で発注する場合)

2.2.4 公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）にて次のとおり記載されている。

・6 ページ

8 とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験類
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・とりこわし工事
- ・さく井設備工事

・7 ページ

(二) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

上記について、国土交通省の解釈を踏まえ、本市での運用は次のとおりとする。

(1) 通常は、解体して新築を想定しているため、新営建築工事の率を採用する。

ただし、主たる工事が改修工事で、一部解体する場合は、改修建築工事の率を採用しても問題ない。

(2) 通常のコ通費率は、総合建築工事業者に発注することを想定した体系及び率になっており、解体工事専門業者に直接発注する場合は、考え方が合わないため、見積りを参考に共通費を計上する必要がある。

### 第3節 変更

(設計変更における単価及び歩掛等の取扱い)

2.3.1 設計変更においては、既契約の工事内容を変更する場合と新たな工事を追加変更する場合があるが、単価及び歩掛等（材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛）の取扱いは、次の表－3のとおりとする。

表－3 変更又は追加工事区分表

		単価及び歩掛等の摘要		備考
		単価	歩掛り	
変更	同一	旧単価 (当初設計時点)	旧単価 (当初設計時点)	既契約の設計図書に示されている工事目的物等の変更を行う場合をいう。 ①設計図書と工事現場状況の不一致による変更 ②設計図書の条件変更又は契約後に指示した条件変更 ③工事現場の取合いの関係による変更 ④その他上記に類する条件変更
	新	新単価 (変更設計時点)	新単価 (変更設計時点)	
追加	同一	新単価 (変更設計時点)	新単価 (変更設計時点)	工事区域内で工事目的物等を追加して施工する場合をいう。 ①工事目的物の築造面積の追加 ②用地問題解決等による未契約箇所の追加 ③付帯工事等の追加 ④その他上記に類する工事目的物の追加
	新	新単価 (変更設計時点)	新単価 (変更設計時点)	

※ 同一 構造工法、断面、材料、規格、仕様、摘要等いずれも同一なものが、既契約の積算内容にあるもの

※ 新 構造工法、断面、材料、規格、仕様、摘要等いずれも同一なものが、既契約の積算内容になく、新たに追加するもの

(工期の変更における工事費)

2.3.2 工期変更に伴うT（積算工期）の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者の責めによらない理由で工期延長となる場合

発注者の責め又は不可抗力（天災等）を原因として、契約工期を延長する場合は、原則として、延長する工期を当初のT（積算工期）に加算し、また、これに伴い発生する費用を加算する。

(2) 受注者の企業努力等により早期に工事が完成した場合でも、原則として、T（積算工期）の変更及び契約工期を変更しない。ただし、受注者から技術者の配置の関係等の理由により契約工期の変更（短縮）要請があった場合は、契約工期のみ変更は可とする。

- (3) 工事請負契約約款第 21 条に基づく受注者の請求による契約工期の延長を行う場合において、発注者・受注者のいずれの責めでない場合（一般的な天候の不良や関連工事の調整への協力不足等による工期延長）、及び前号ただし書きによる場合は、工期延長のみを行い、原則 T（積算工期）は変更しない。

## 別紙

次に掲げる書式及び資料については、最新のものを適用するものとする。

### (準拠する基準)

- 1 工事費の積算において、準拠する基準。
  - (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部（統一基準）
    - ・ 公共建築数量積算基準
    - ・ 公共建築設備数量積算基準
    - ・ 公共建築工事標準単価積算基準
    - ・ 公共建築工事共通費積算基準
    - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
    - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
  - (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課（国土交通省資料）
    - ・ 公共建築工事積算基準等資料
    - ・ 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り

### (参考とする基準)

- 2 工事費の積算において、参考とする基準。
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例
  - ・ 公共建築工事積算研究会参考歩掛り
  - ・ 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料
  - ・ 工事費積算における数値の取扱い（例）
  - ・ 公共住宅建築工事積算基準
  - ・ 公共住宅電気設備工事積算基準
  - ・ 公共住宅機械設備工事積算基準

### (参考とすることができる解説等)

- 3 工事費の積算において、参考とすることができる解説等。
  - ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
  - ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
  - ・ 建築数量積算基準・同解説
  - ・ 公共建築設備数量積算基準・同解説

### (内訳書における名称等)

- 4 内訳書における名称、摘要等の記載事項

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準

（共通仮設費）

表－４ 共通仮設費区分表（建築工事）

項目	内容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適用	区分	適用
準備費	敷地測量			○	
	敷地整理	○	新営の場合	○	改修の場合
	道路占用・使用料	○			
	仮設用借地料			○	
	既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧			○	
	その他の準備に要する費用	○	軽微なもの		
仮設建物費	監理事務所（敷地内）	○			
	監理事務所の備品等	○	一般的なもの	○	設計図書に基づくもの
	現場事務所（敷地内）	○			
	倉庫	○			
	下小屋	○			
	宿舎			○	
	作業員施設等	○			
現場環境改善費			○	設計図書に基づくもの	
工事施設費	仮囲い			○	
	工事用道路			○	
	歩道構台			○	
	場内通信設備等の工事用施設	○			
	現場環境改善費			○	設計図書に基づくもの



環境安全費	安全標識	○			
	消火設備等の施設の設置	○			
	交通誘導・安全管理等の要員			○	
	隣接物等の養生及び補償復旧	○			
	台風等災害に備えた災害防止対策	○	一般的なもの ※ <sup>1</sup>	○	特別なもの ※ <sup>2</sup>
動力用水光熱費	工事用電気設備	○	※ <sup>3</sup>	○	監理事務所に係るもの
	工事用給排水設備	○	※ <sup>3</sup>		
	工事用電気・水道料金等	○	※ <sup>3</sup>		
	本受電後の電力基本料金			○	※ <sup>4</sup>
屋外整理 清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け	○	工事範囲内	○	工事場所以外
	上記に伴う発生材処分	○			
	端材等の処分	○	※ <sup>5</sup>		
	除雪			○	
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、雑機械器具）	○			
	荷揚用揚重機械器具			○	
情報システム費	情報共有	○			
	遠隔臨場	○			
	B I M	○			
	その他情報通信技術等のシステム・アプリケーション費用	○			
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費	○			
	レディーミクストコンクリートの単位水量試験費	○			
	石綿粉じん濃度測定			○	
	分析による石綿含有建材の調査			○	
	空気中の化学物質の濃度測定			○	
	六価クロム溶出試験			○	
	PCB 含有シーリング材の調査			○	
	路床土の支持力比（CBR）試験			○	
	現場C B R 試験			○	

	特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費	○			
	その他上記のいずれの項目にも属さない材料及び製品の品質管理試験費 ※ <sup>6</sup>	○	軽微なもの	○	重大なもの
	新たな施策等の試行による特別な費用			○	設計図書に基づくもの

表-5 共通仮設費区分表（設備工事）

項目	内容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適用	区分	適用
準備費	敷地測量			○	
	敷地整理			○	
	道路占用・使用料			○	
	仮設用借地料			○	
	既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧			○	
	その他の準備に要する費用	○	軽微なもの		
仮設建物費	監理事務所（敷地内）			○	
	監理事務所の備品等			○	
	現場事務所（敷地内）	○			
	倉庫	○			
	下小屋	○			
	宿舍			○	
	作業員施設等に要する費用	○			
	現場環境改善費			○	設計図書に基づくもの
工事施設費	仮囲い			○	
	工事用道路			○	
	歩道構台			○	
	場内通信設備等の工事用施設	○			
環境安全費	安全標識	○			
	消火設備等の施設の設置	○			
	交通誘導・安全管理等の要員			○	

	隣接物等の養生及び補償復旧			○	
	台風等災害に備えた災害防止対策	○	一般的なもの ※ <sup>1</sup>	○	特別なもの ※ <sup>2</sup>
	現場環境改善			○	設計図書に基づくもの
動力用水 光熱費	工事用電気設備	○	※ <sup>3</sup>	○	監理事務所に係るもの
	工事用給排水設備	○	※ <sup>3</sup>		
	工事用電気・水道料金等	○	※ <sup>3</sup>		
屋外整理 清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け	○	工事場所	○	工事場所以外
	上記に伴う発生材処分	○			
	端材等の処分	○	※ <sup>5</sup>		
	除雪			○	
機械器具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、 雑機械器具）	○			
	荷揚用揚重機械器具			○	
情報シス テム費	情報共有			○	
	遠隔臨場			○	
	B I M			○	
	その他情報通信技術等のシステム・ア プリケーション費用			○	
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験 費	○			
	レディーミクストコンクリートの単位 水量試験費			○	
	石綿粉じん濃度測定			○	
	分析による石綿含有建材の調査			○	
	空気中の化学物質の濃度測定			○	
	六価クロム溶出試験			○	
	PCB 含有シーリング材の調査			○	
	路床土の支持力比（CBR）試験			○	
	現場C B R 試験			○	
特記仕様書にて定める試験のうち軽微 な試験費	○				

	その他上記のいずれの項目にも属さない材料及び製品の品質管理試験費 ※ <sup>6</sup>	○	軽微なもの	○	重大なもの
	新たな施策等の試行による特別な費用			○	設計図書に基づくもの

- ※<sup>1</sup> 屋外に存置された資材等の移動及び養生に要する費用。外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
- ※<sup>2</sup> 大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
- ※<sup>3</sup> 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用）
- ※<sup>4</sup> 受注者が建替えて支払う場合。発注者名で手続きし、電気事業者に直接支払う場合は不要。
- ※<sup>5</sup> 施工中に発生する端材等の処理に関する費用（指定された集積場所から場外へ搬出するための積み込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。
- ※<sup>5</sup> 材料及び製品の品質管理試験に要する費用については、コンクリートの圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験、超音波探傷試験）を含む
- ※<sup>6</sup> 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）及び（設備工事編）を参考に判断する。

（現場管理費）

表－6 現場管理費区分表

項目	内容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適用	区分	適用
要員等の費用	条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）			○	
支給材を使用する場合	支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合			○	購入評価額の2%

（一般管理費等）

表－7 一般管理費等区分表

項目	内容	率に含む内容		積み上げ内容	
		区分	適用	区分	適用
前払金	前払金支出割合による補正			○	
契約保証	契約保証費			○	0.04%
住宅瑕疵担保	住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用			○	

